

犯罪被害者等支援制度（案）について

1 犯罪被害者等の実情と対応方針

以下の実情をふまえ、**国県等の支援策を補完する形**で経済的支援を新設。

- ①休職や失職等に伴う収入減に加え、葬儀・裁判費用・転居等に伴う支出増等、経済的負担が増大。
- ②国の犯罪被害者給付金は支給までに時間を要し、県見舞金は早期に支給されるが十分ではない。
- ③家事・託児等の日常生活支援や転居費用について、国県等の個別の支援策なし。
- ④各種手続に伴う心理的・時間的負担も課題。

- 国県が個別に実施していない**日常生活等支援・転居に関する経済的支援**を軸に実施。
⇒各制度を見舞金としてパッケージ化
手続の負担軽減と利便性向上を図る。
- 相談体制の充実を図り、被害者に寄り添った支援を行う。

2 経済的支援策創設にあたってのポイント（パッケージ化）

【生活支援等】見舞金として一括支給
+
【転居】必要に応じて支給

⇒汎用性が高まり個別ニーズに柔軟に対応できるほか、個別申請よりも**早期に給付が可能**。

		見舞金			日常生活支援				関連支援（その他ニーズ）				住居支援制度		保健福祉 相談支援制度				
		遺族	重傷病		家事 援助	介護	一時 保育	配食	弁護士 費用	裁判等 交通費	訴訟 費用	葬祭関連 費用	転居 費用	緊急 避難	精神 医療	カウンセ リング			
		死亡	負傷等	精神 疾患															
役割	国	● 320~2,964万	● 上限120万		← 個別の支援制度はなし →														
	県	● 60万	● 30万		※見舞金は日常生活支援、関連支援、住居支援等に充てることも可												●	●	●
	市（案）	●（見舞金としてパッケージ化）			個別		—	—	—										
対象	①死亡（遺族）				40万円				20万円										
	②重傷病				20万円														

〔参考〕見舞金の設定額

個々の事情でニーズは異なるが、以下の例により試算。

全体（遺族の例）		
家事・介護・ 育児等 20万	葬祭費用等 20万	転居 20万
転居を除きパッケージ化		
見舞金 40万		転居 20万